平成２６年（フ）第１８４号
熊本県上益城郡甲佐町大字麻生原631番地
債務者　伊佐　公也
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　袋田　知花
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４９０号
大阪府東大阪市西上小阪12番17号
債務者　岸田智佐子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乾　　彰夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年７月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３３号
横浜市港南区港南台４丁目17番24―401号
債務者　大坂　義治
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　弘人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月７日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４号
京都府舞鶴市字引土新64番地
債務者　嵜田　輝彦
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
広島県三次市十日市西３丁目２―１―２、住民票上の住所広島県三次市畠敷町791番地６
債務者　優伸商運こと　玉地すぐる
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝手　康史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月11日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第２３０号
新潟県刈羽郡刈羽村大字油田1686番地
債務者　丸山　　力
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月28日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年７月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
福井県小浜市小浜酒井１番地の18
債務者　野勢　卓史
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第３３号
三重県志摩市阿児町神明672番地10　賢島ハイツ102号
債務者　岡田　守弘
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田形　祐樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年７月15日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
茨城県常陸大宮市高部688番地の１
債務者　国井　陸郎
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石橋　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月18日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第８９号
福井市松本４丁目７番14号
債務者　堀　　順子
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９３号
福井市高木中央１丁目1324番地、旧住所福井市文京１丁目42番２号
債務者　本多　利一
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月５日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成26年７月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５２１号
名古屋市名東区藤森西町509番地　メゾン・ド・コンフォール105号
債務者　栄文社こと　栗原　俊二
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　由香
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５号
岐阜県下呂市森623番地４
債務者　日下部友信
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端元　博保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１２号
岐阜県下呂市少ケ野584番地１　少ケ野団地２号棟502号室
債務者　日下部計也
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端元　博保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３７４０号
東京都福生市大字熊川1655―３　白鳥第２ビル305
債務者　白鳥　淳子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７５８号
東京都豊島区千早１丁目28―６―201
債務者　佐藤　治美
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３７９６号
東京都練馬区大泉学園町６丁目22―16―105
債務者　平川　節子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部